

権限移譲に伴う社会福祉法人の事務手続き等について

1 平成 25 年 4 月 1 日以降 指宿市が所轄庁として行う主な業務

- ・ 社会福祉法人設立認可事務（社会福祉法第 32 条）
- ・ 社会福祉法人の定款変更認可（届出受理）事務（社会福祉法第 43 条第 1 項及び第 3 項）
- ・ 社会福祉法人の解散認可（届出受理）事務（社会福祉法第 46 条第 2 項及び第 3 項）
- ・ 社会福祉法人の合併認可事務（社会福祉法第 49 条第 2 項）
- ・ 社会福祉法人への立入検査（指導監査）事務（社会福祉法第 56 条第 1 項）
- ・ 社会福祉法人への改善措置命令事務（社会福祉法第 56 条第 2 項）
- ・ 社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務（社会福祉法第 56 条第 3 項）
- ・ 社会福祉法人への解散命令事務（社会福祉法第 56 条第 4 項）
- ・ 社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務（社会福祉法第 57 条）
- ・ 社会福祉法人の現況報告受理事務（社会福祉法第 59 条）

2 平成 25 年 4 月 1 日以降においても継続して鹿児島県が行う主な業務

- ・ 第一種社会福祉事業の開始届出受理，許可（社会福祉法）
- ・ 第二種社会福祉事業の開始届出受理，変更・廃止届出受理（社会福祉法）
- ・ 社会福祉事業経営者の立入検査等，事業停止命令，許可取消等（社会福祉法）
- ・ 事業者等に対する報告等の命令及び質問（介護保険法）
- ・ 指定居宅サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，指定介護予防サービス事業者指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設に係る指定（許可），指定（許可）の更新，指定（許可）の取消し，変更の届出受理（介護保険法）
- ・ 指定居宅サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，指定介護予防サービス事業者，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設に対する措置の勧告，命令（介護保険法）
- ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可，変更届出受理，廃止・休止・定員増減の認可（老人福祉法）
- ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの立入検査，業務停止命令・認可取消等（老人福祉法）
- ・ 老人デイサービスセンター等の設置届出受理，変更届出受理，廃止・休止届出受理（老人福祉法）
- ・ 老人デイサービスセンター等の立入検査，業務停止命令（老人福祉法）
- ・ 児童福祉施設の設置の認可，取消し（児童福祉法）
- ・ 児童福祉施設の廃止，休止の承認（児童福祉法）
- ・ 児童福祉施設からの報告徴収や立入検査，改善指示・停止命令（児童福祉法）
- ・ 児童福祉施設の変更届出受理（児童福祉法）

3 自主点検表及び提出先

●平成25年度以降

自主点検表	提出先
<p>No.1-1 法人関係 (指宿市用) 社会福祉法人自主点検表 ※社協除く</p> <p>No.1-2 法人関係 (添付書類) (指宿市用) 社会福祉施設等概要報告書 ※社協除く</p> <p>No.2-1 会計関係 (会計基準等適用法人用) (指宿市) 社会福祉法人自主点検表 ※社協除く</p> <p>No.2-2 会計関係 (経理規程準則適用法人用) (指宿市) 社会福祉法人自主点検表 ※社協除く</p> <p>No.6-1 社会福祉協議会 (法人・事業) 関係 社会福祉協議会自主点検表</p> <p>No.6-2 社会福祉協議会事業関係 (添付書類) 社会福祉協議会概要報告書</p> <p>No.6-3 社会福祉協議会会計関係 社会福祉協議会自主点検表</p> <p>※指宿市に提出する各自主点検表については、県と共用する場合あり</p>	<p>指 宿 市</p>
<p>No.2-3 会計関係 (施設会計用) 社会福祉施設自主点検表 (会計基準等適用・経理規程準則適用施設用)</p> <p>No.3 職員入所者処遇 (保育所・社協を除く全施設) 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表</p> <p>No.4 職員・児童処遇 (保育所) 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表</p> <p>No.5 預り金・遺留金品・給食・防災・安全対策 社会福祉施設等自主点検表</p>	<p>鹿 児 島 県</p>

平成25年4月1日以降の法人設立認可等事務に係る所轄庁

項目	業務内容等	所轄庁	担当課等
法人設立及び定款変更等	①社会福祉法人設立・合併・解散等に係る事務	指宿市	地域福祉課 社会福祉係
	②社会福祉法人の定款変更の認可に係る事務	指宿市	地域福祉課 社会福祉係
	③社会福祉法人が行う公益事業又は収益事業の停止命令に係る事務	指宿市	地域福祉課 社会福祉係
	④社会福祉法人の設立・定款変更等認可に関する相談・書面審査等	指宿市	地域福祉課 社会福祉係
施設の設置及び事業の認可・届出等	①第1種社会福祉事業を実施する施設（児童養護施設や障害者支援施設等）の設置及び事業認可等に係る事務	鹿児島県	各施設・事業を所管する課
	②第2種社会福祉事業（障害者通所支援事業や老人デイサービス事業等）の認可等に係る事務	鹿児島県	各施設・事業を所管する課
指導監査等	①社会福祉法人に対する指導監査	指宿市	地域福祉課 社会福祉係
	②社会福祉施設や社会福祉事業に対する指導監査等	鹿児島県	各地域振興局

※社会福祉法人設立等に伴う事前協議については、施設・事業を所管する課と行う。

定款変更や監査報告の様式及び届出の時期

申請・届出事項	根拠法令等	届出様式	備考
定款の変更	社会福祉法 第43条第3項	定款変更届	事務所の所在地の変更, 基本財産の増加による変更, 公告方法の変更（事後に提出）
	社会福祉法 第43条第1項	定款変更認可申請書	上記以外による変更（事前に提出）
現況報告	社会福祉法 第59条第1項	社会福祉法人現況報告書	毎会計年度終了後3月以内に提出
監査報告	定款準則 第11条第2項	監事監査報告書	現況報告時に併せて提出
基本財産の処分	定款準則第14条	基本財産処分承認申請書	基本財産を処分する場合, 事前に提出